

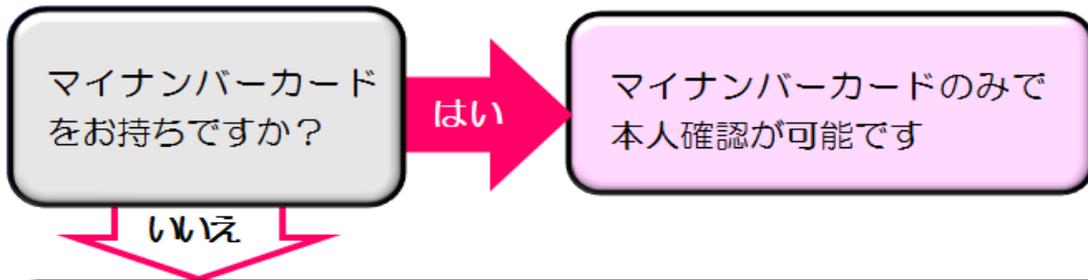
市民税・県民税の申告手続きにマイナンバーが必要になりました！

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入にともない、平成29年度以降の市民税・県民税等の申告手続きには、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示が必要となりました。

これにともない、なりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、申告会場には本人確認書類をお持ちいただく必要があります。

本人確認書類とは？

申告手続きに必要な、番号確認及び身元確認ができる書類です。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、2種類の書類が必要となります。以下の図で確認しましょう。



番号確認書類と身元確認書類の両方が必要です！

| 番号確認書類 | + | 身元確認書類 |
|--|---|--|
| 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》 | | 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 |
| ●通知カード ●住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限ります） のうちのいずれか1つ | | ●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●障害者手帳 等のうちのいずれか1つ |

マイナンバーカードと通知カードってどんなもの？
どこがちがうの？



番号確認書類について

1点のみで本人確認できる書類

マイナンバーカード



- プラスチック製のICチップつきカード
- 顔写真が表示されており、このカードのみで本人確認書類とすることができます。
- 取得には申請が必要です。

1点のみでは本人確認できない書類（身元確認書類も必要です）

通知カード



- 紙製のカード
- 顔写真が表示されないため、このカードのみで本人確認書類とすることはできません。
- ※平成27年10月以降簡易書留によって発送されています。
- ※お手元に届いていない方は市民課へお問い合わせください（市民課 内線2313）

住民票の写し

（マイナンバーが記載されたもの）

- 申請により市民課で交付を受けることができます。
- ※申請時に「個人番号」の記載を指定してください。
- 1通につき300円の手数料がかかります。
- ※申請に必要なもの等、詳しくは市民課へお問い合わせください。（市民課 内線2313）